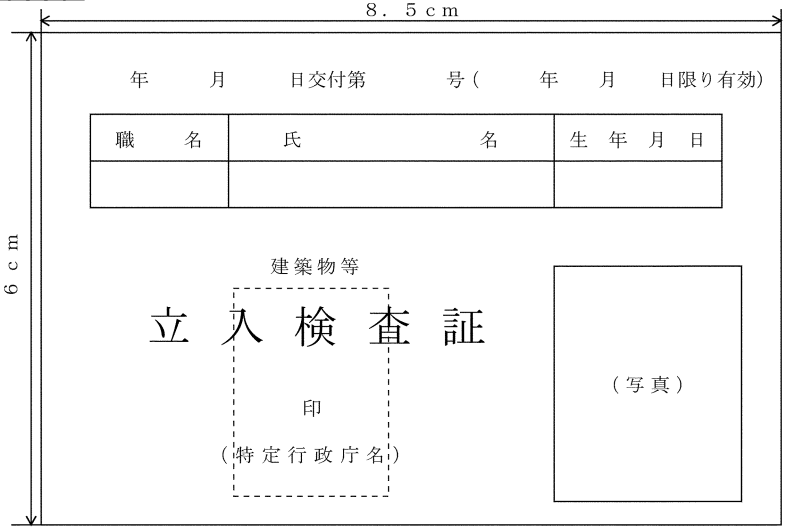
第三十八号様式（第七条関係）（表面）




（裏面）

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物等に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

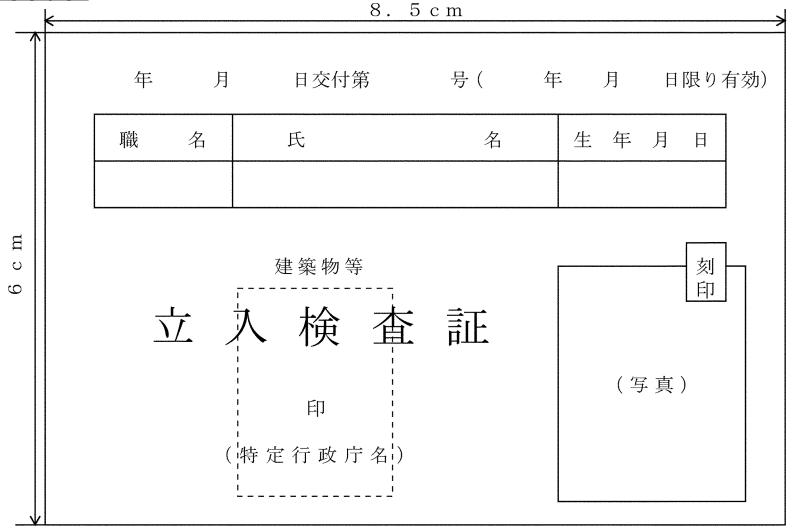
建築基準法抜粋

第12条第７項　建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第６条第４項、第６条の２第６項、第７条第４項、第７条の３第４項、第９条第１項、第10項若しくは第13項、第10条第１項から第３項まで、前条第１項又は第90条の２第１項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第９条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場又は建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件若しくは建築物に関する調査に関係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第13条　建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が第12条第７項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事場に立ち入る場合又は建築監視員が第９条の２（第90条第３項において準用する場合を含む。）の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

２　第12条第７項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十八号様式（第七条関係）（表面）




（裏面）

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物等に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

建築基準法抜粋

第12条第７項　建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第６条第４項、第６条の２第６項、第７条第４項、第７条の３第４項、第９条第１項、第10項若しくは第13項、第10条第１項から第３項まで、前条第１項又は第90条の２第１項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第９条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場又は建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件若しくは建築物に関する調査に関係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第13条　建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が第12条第７項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事場に立ち入る場合又は建築監視員が第９条の２（第90条第３項において準用する場合を含む。）の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

２　第12条第７項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。